

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、本連盟の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本連盟の目的、業務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本連盟の社会的な信頼を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は次の者に適用する。

1. 本連盟の役員
2. 本連盟の職員
3. 本連盟の会員

(基本的責務)

第3条 本連盟の役・職員及び会員は、本連盟の目的を達成するため、関係法令、定款、関係規程等を厳格に遵守し、社会的規範に反することのないよう行動しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役・職員及び会員は、次の行為をしてはならない。

1. 暴力、セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、差別、暴言等、人権尊重の精神に反する言動をしてはならない。
2. 世界ドーピング禁止規程に規定される禁止薬物等を使用すること、または使用させることをしてはならない。
3. 個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
4. 日常の行動について公私を混同し、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
5. 補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
6. 自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本会の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない。
7. 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(違反した場合の処分)

第5条 前条の遵守事項に違反した場合の処分は、次のとおりとする。

1. 役員については、解任、公認資格の取消または停止、戒告、その他必要に応じた処分
2. 職員については、就業規則に基づく必要な処分
3. 会員については、登録抹消、資格停止、競技会への出場停止、戒告、その他必要に応じた処分

2 第1項及び第3項の処分の基準については別表のとおりとする。

(処分の決定)

第6条 理事会は、違反行為に対する処分を決定し、速やかに当事者本人ならびに当事者の所属団体に文書にて通告する。

(不服申し立て)

第7条 処分について異議がある時は、本連盟会長に対し再審査を求めることができる。
本会の決定に対する不服申し立ては、前条通知後、1ヶ月内に行われなければならない。

(日本スポーツ仲裁機構への不服申し立て)

第8条 前条にかかわらず、一般財団法人日本スポーツ仲裁機構（以下、「スポーツ仲裁機構」という）が仲裁する範囲の不服申し立ては、同機構の関連諸規則に従ってなされる仲裁によって解決されるものとする。

(その他)

第9条 本規程の実施に関し必要な細則は、理事会の承認を得て別に定める。

2. 本規程は、理事会の議決をもって変更することができる。

附則

1. この規程は平成26年5月31日から施行する。

2. 平成28年2月11日改訂

別表

表 1. 指導対象者、関係者等に対する身体への不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼす行為（暴力・体罰）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が傷害を負わなかった	資格・出場停止 6 か月
被害者が全治 1 か月未満の傷害を負った	資格・出場停止 12 か月
暴力、体罰等により、 ①被害者が全治 1 か月を超える傷害を負った ②死亡するに至った ③重大な後遺障害が残る傷害を負った ④刑事処分をされた	資格取消し

表 2. 指導対象者、関係者等に対する人格を否定するような発言・侮辱等（以下「暴言等」）心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	注意
継続的あるいは悪質な暴言等で、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	厳重注意
暴言等を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格・出場停止 1 2 か月
暴言等を繰り返し、 ①退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し

表 3. 指導対象者、関係者等に対する身体的接触を含むわいせつ行為等心身に有害な影響を及ぼす言動

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者は強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格・出場停止 1 2 か月
わいせつ行為を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格・出場停止 2 4 か月
わいせつ行為を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し

表4. 指導対象者、関係者等の意に反して行った、わいせつな言辭、性的な内容の電話・手紙・電子メールの送付、つきまとい等の性的な言動（以下「性的言動」という）

違反行為の程度・結果	処分内容
被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じたが、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動環境を悪化させるまでに至らなかった	資格・出場停止12か月
性的言動を繰り返し、被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格・出場停止24か月
性的言動を繰り返し、 ①被害者が強い嫌悪感を覚える等の苦痛を感じ退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し

表5. 指導対象者、関係者等に対し行った、体力や競技力の向上、健康増進等とは明らかに無関係な、いわゆる「しごき」や「おいこみ」、罰としての特訓など不適切な指導（以下「不適切な指導」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
偶発的に行われた不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	注意
継続的に行われたあるいは悪質と認められる不適切な指導であったが、被害者のスポーツ活動に支障が生じるまでに至らなかった	嚴重注意
不適切な指導を繰り返し、被害者が心身に傷害を負うなど、被害者及びその周囲の者のスポーツ活動に支障が生じた	資格・出場停止12か月
不適切な指導を繰り返し、 ①被害者の心身に傷害を負わせ、退部など当該スポーツ活動の中止に至らせた ②死に至らしめた ③被害者の心身に重大な傷害を与えた ④刑事処分をされた	資格取消し

表6. 所属加盟団体、サークル、クラブ・チーム等における横領、窃取、詐取、各種補助金・助成金の不正受給、脱税等の不適切な経理処理（以下「不適切な経理処理」という。）

違反行為の程度・結果	処分内容
他者が不適切な経理処理が行われていることを知っていながら適切な機関・団体・人物に報告しなかった	資格・出場停止12か月
不適切な経理処理を行い、他の目的に流用した	資格・出場停止24か月
不適切な経理処理を行い、 ①自己の利益を図った ②刑事処分をされた	資格取消し